

令和5年度行政事業レビュー公開プロセス

令和5年6月19日（月）

供託事務の運営

法務省民事局

資料目次

1	法務局の組織	・ ・ ・	1
2	供託制度の概要	・ ・ ・	2
3	供託事務処理フロー図	・ ・ ・	3
4	供託書正本・供託通知書の見本	・ ・ ・	4
5	供託手続におけるオンライン利用の現状等	・ ・ ・	6
6	オンライン利用の阻害要因	・ ・ ・	7

法務局の組織

法務局について

法務局は、法務省の地方機関の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管等の民事行政事務、国民の基本的な人権を守る人権擁護事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務を行っている。

法務局の組織は、全国を8ブロックの地域に分け、各ブロックの中心に「法務局」(8局)が置かれ、この法務局の下に、都道府県を単位とする「地方法務局」(42局)が置かれている。さらに、全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれている。

供託所(法務局、地方法務局及び支局)

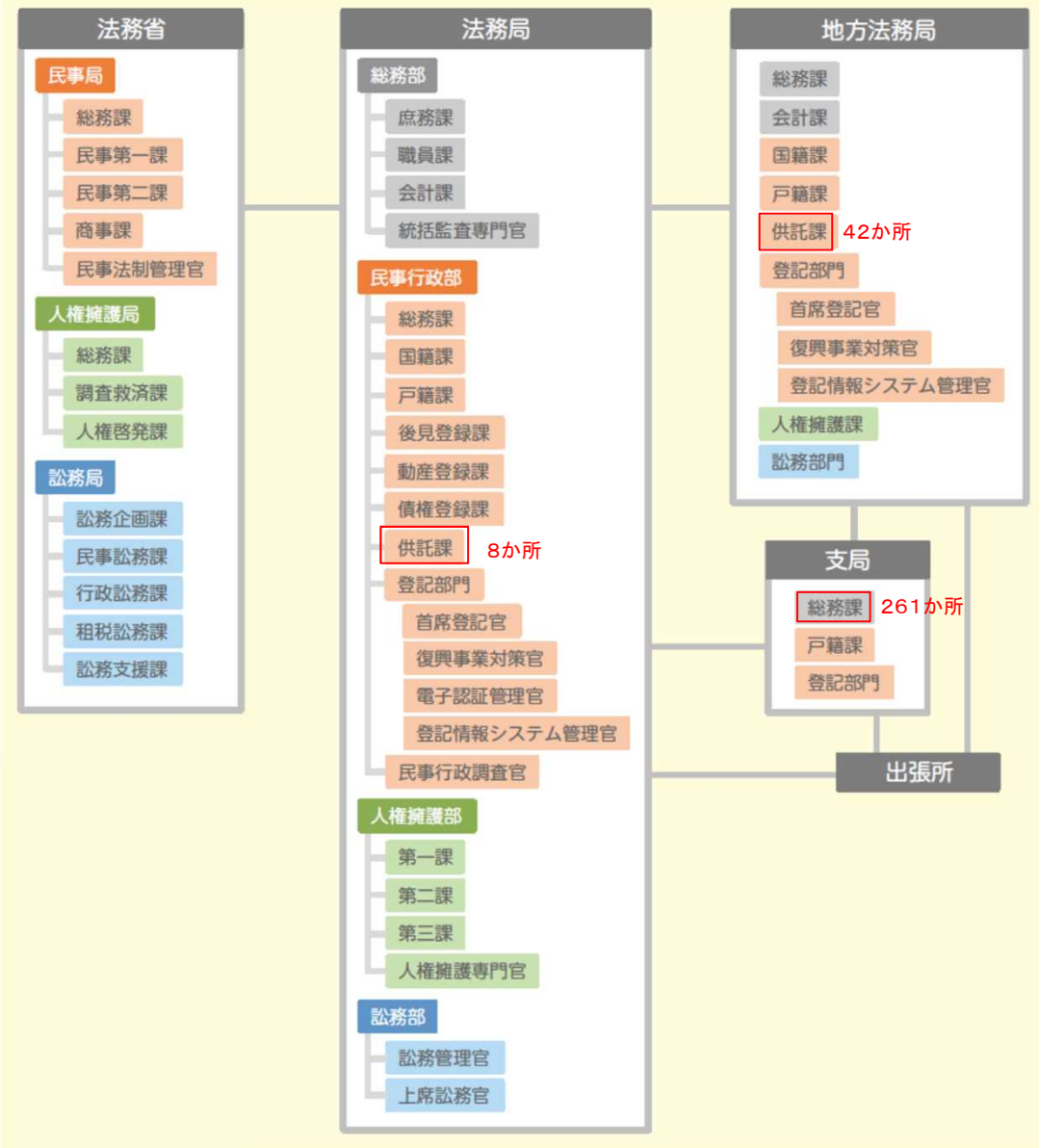
全国の法務局・地方法務局及び支局の計311か所において供託事務を取り扱っている。

また、申請方法については、オンラインのほか、窓口、郵送でも受け付けている。

供託所数の内訳(令和5年6月現在)

法務局・地方法務局の本局
50か所
法務局・地方法務局の支局
261か所

法務局組織図



供託制度

供託の意義

供託とは、供託者がある財産(供託物)を国家機関である供託所に提出し、その管理を委ね、供託所を通じてその財産をある者(被供託者)に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成させようとする制度をいう(供託法(明治32年法律第15号)第1条、第2条、第8条等)。

- 供託を義務付け、又は供託を許容する根拠法令(条項)は、約680か条に上る。
- 供託官の審査・受理等により、様々な法律関係が生じる。

供託の種類

① 弁済供託

金銭等の給付を目的とする債務(例:地代や家賃等)を負う者が債権者の受領拒否、受領不能又は債権者不確知により債務の履行をすることができない場合について、弁済の目的物を供託することにより、その債務を消滅させる制度(民法(明治29年法律第89号)第494条等)

② 執行(配当)供託

民事執行手続等において、供託所をして執行の目的物の管理と執行当事者への交付を行わせるため、執行機関又は執行当事者が供託をする制度(民事執行法(昭和54年法律第4号)第156条等)

③ 担保(保証)供託

営業者がその営業活動により生ずる債務を担保するため(営業保証供託、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第25条～第30条等)、又は当事者の訴訟行為等により相手方に生ずる損害を担保するため(裁判上の保証供託、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第75条、76条等)供託をする制度

④ 没取供託

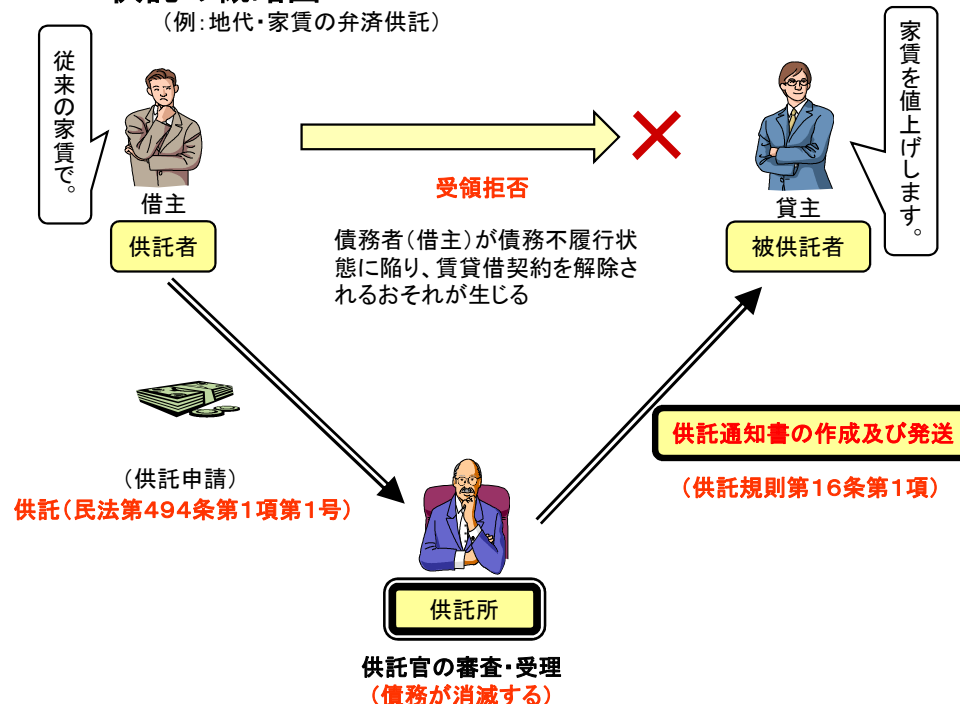
ある一定の目的を実現するため、一定の事由が生じたときは、供託物に対する供託者の所有権をなく奪してこれを国家に帰属させることとする供託をする制度(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第92条等)

⑤ 保管供託

目的物の散逸を防止するため、供託物そのものの保全を目的とする供託を認める制度(銀行法(昭和56年法律第59号)26条等)

供託の概略図

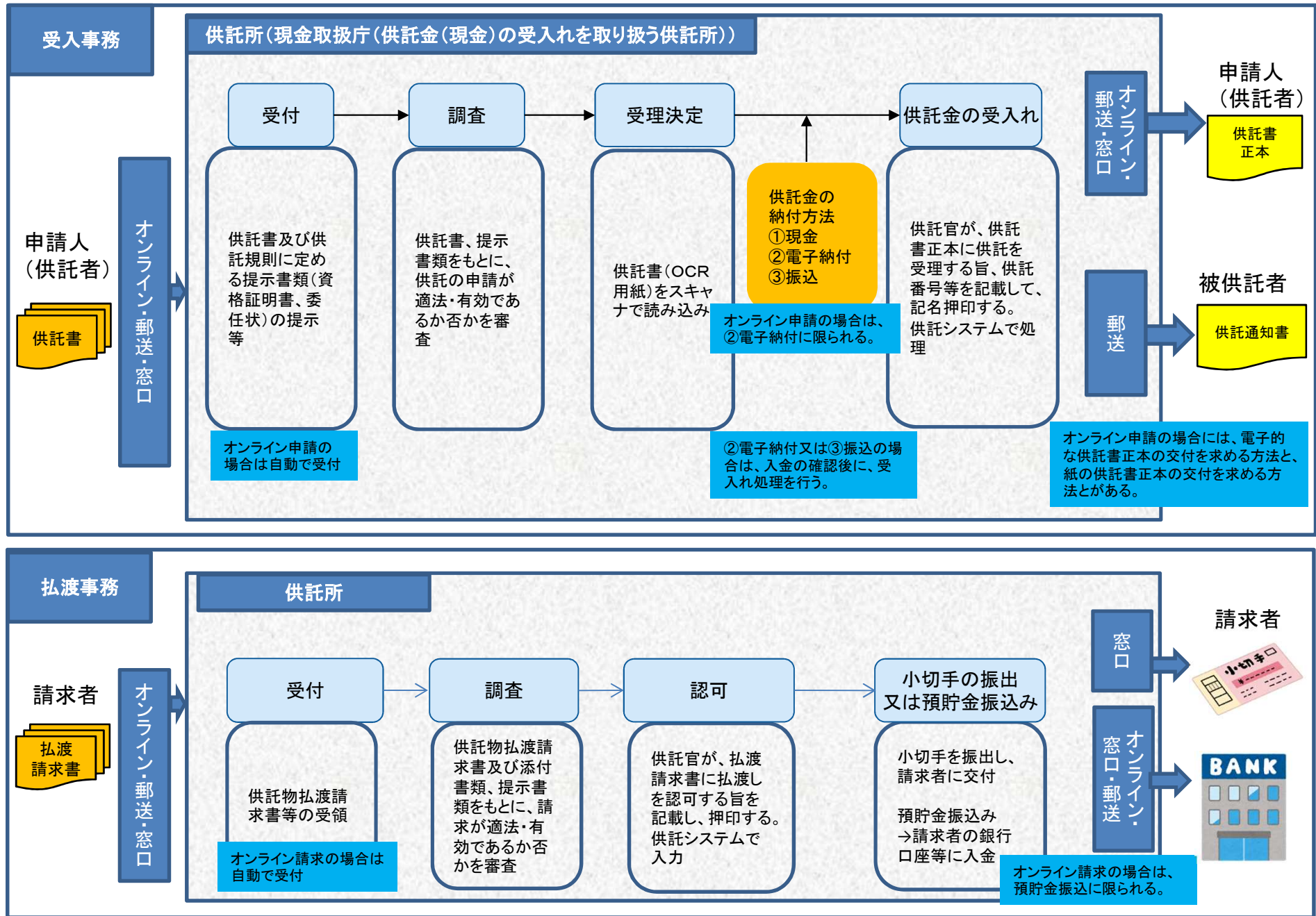
(例:地代・家賃の弁済供託)



供託所数(令和5年6月現在)

- 法務局・地方法務局の本局
50箇所
- 法務局・地方法務局の支局
261箇所

供託事務処理フロー図（受入・払渡）



供託書正本の見本

供託書

(地代・家賃弁済)



申請年月日	令和5年2月20日
供託所の表示	〇〇法務局
供託者の住所氏名	123 - 1111 甲県乙市丙町一丁目1番1号 甲山太郎
	123 - 2222 甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎
被供託者の住所氏名	123 - 2222 甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎
供託金額	百十 億千百 十萬千 百十円 ¥ 50 000

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

令和 5年 2月 20日

〇〇法務局

供託官 〇〇〇〇

供託

官印

字加入	字附録	1 頁 1 / 1
法令条項	民法第494条第1項第1号	令和4年度金第 1020号
契約の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟、床面積50.30平方メートル	
	賃料	月50,000円 支払日 毎月末日まで
支払場所	① 被供託者住所 ② 供託者住所 ③ その他 ()	
	供託する賃料	令和 5年 2 月 分
供託の事実	① 令和 5年 2月 20 日 提供したが受領を拒否された。	
	② 受領することができない。 ③ 受領しないことが明らかである。 ④ 債権者を確認できない。	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		

99995041001020

(1 / 1)

供託通知書の見本

供託通知書

(地代・家賃弁済)



申請年月日	令和5年2月20日			
供託所の表示	〇〇法務局			
供託者の住所氏名	123 - 1111 甲県乙市丙町一丁目1番1号 甲山太郎			
	123 - 2222 甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎			
供託金額	百十	億千百	十	万千
				百十円
			¥	50000

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

字加入 字削除		1 頁 / 1	
法令条項	民法第494条第1項第1号	令和4年度金第1020号	
供託の内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地 木造亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建居宅1棟、床面積50.30平方メートル	
	賃料	月50,000円	支払日 毎月末日まで
	支払場所	① 被供託者住所 2. 供託者住所 3. その他 ()	
原因	供託する賃料	令和5年2月分	
供託の事実	供託	① 令和5年2月20日 提供したが受領を拒否された。	
	事由	① 令和5年2月20日 提供したが受領を拒否された。 ② 受領することができない。 ③ 受領しないことが明らかである。 ④ 債権者を確知できない。	
備考	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
	2. 反対給付の内容		

(注) この供託物の選付を受けるには、概ね次の書類の提出が必要です。
 1. 供託物払渡請求書 (用紙は供託所に備えています。)
 2. 作成後三月以内の印鑑証明書
 3. 請求者が登記された法人であるときは作成後三月以内の登記事項証明書
 4. 代理人により請求するときは委任状その他代理権限を証する書面

令和5年2月20日 発送

〇〇法務局

9999R04K001020

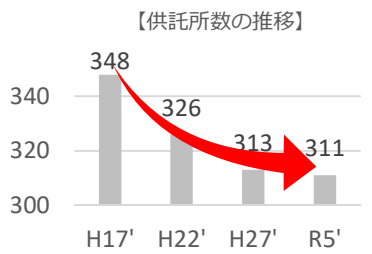
(1 / 1)

供託手続におけるオンライン利用の現状等

近時の状況

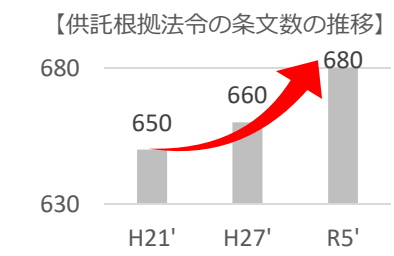
■供託所の減少

供託所は、法務局の組織改編等により、最も多かった時期（平成17年度）と比較して、37か所の減



■供託根拠法令の増加

供託根拠法令は、約160法令、条文は約680か条に上っており、特に、近年の増加が著しい。



■政府方針によるオンライン化の推進

「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省CIO連絡会議決定）等の政府方針において、オンライン利用率の上昇を目指すこととされている。

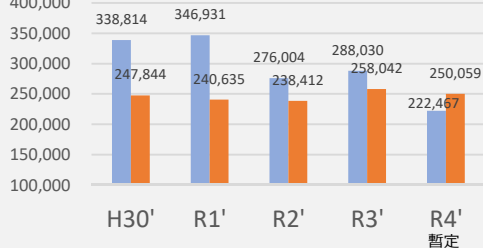
供託事務の課題

供託を取り巻く社会情勢や環境の変化に伴う影響等

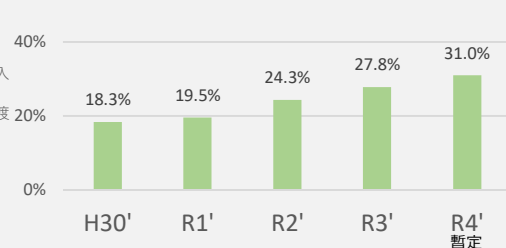
○供託利用者側の影響

オンライン申請・請求を行うための環境整備（ウェブブラウザ「供託かんたん申請など」はされているものの、利用は低調

【供託事件数（受入・払渡）の推移】



【オンライン利用率の推移】



○供託所側の影響

- ① 1か所の供託所における事務負担が増加
- ② 供託根拠法令やその取扱いを示した通達等の理解・対応に係る業務が増加

オンライン利用のメリット

供託の申請の場面

<供託利用者側>

- ①電子署名・電子証明書が不要な「供託かんたん申請」は、ウェブブラウザで利用が可能
- ②書面申請においても電子納付の利用が可能
- ③供託所に来庁又は郵送する負担が軽減
- ④窓口の対応時間（8：30～17：15）外であっても申請可能（オンライン申請の利用時間は、8：30～21：00）
- ⑤郵送と比較して、補正完了までの時間が短縮

<供託所側>

- ①職員が供託書（OCR用紙）をスキャナで読み込むなどのシステムを操作する時間が短縮
- ②電子納付は入金の確認のみで足り、その後の口座間振替の手続が不要

供託金の払渡請求の場面

<供託利用者側>

- ①供託所に来庁又は郵送する負担が軽減
- ②窓口の対応時間（8：30～17：15）外であっても請求可能（オンライン請求の利用時間は、8：30～21：00）
- ③郵送と比較して、補正完了までの時間が短縮

<供託所側>

- ①小切手を振り出す事務作業が不要
- ②電子署名等による本人確認の実現



供託の申請及び払渡請求におけるオンライン利用の阻害要因

供託の申請の場面の阻害要因

■供託の申請は、事情により、その後の手続で郵送を行う必要があること

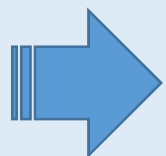
供託者は、供託官に対し、被供託者宛ての供託通知書の送付を請求するときは、費用相当の郵券を供託所に送付する必要がある。

【供託通知書について】

法令に基づき、供託者は、被供託者に供託の通知をしなければならない場合がある（民法495条3項等）。

→この場合、供託者は、供託官に対し、被供託者宛ての供託通知書を発送することを請求できる（供託規則16条1項）。

→現在、通知用の封筒は国の費用負担で用意しており、また、供託所の職員において、供託者から被供託者宛ての供託通知書を作成し、通知用封筒に封入した上で発送している。



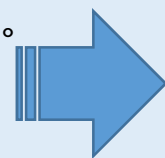
供託通知書の発送請求の廃止の検討

→申請者間の公平・行政のスリム化・デジタル完結の実現

■認知度が低いこと

①供託手続がオンラインで申請可能であること、特に、電子署名・電子証明書が不要な「供託かんたん申請」の認知度が低いと考えられる。

②書面申請においても電子納付が利用可能であることの認知度が低いと考えられる。

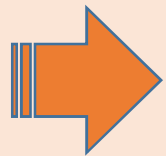


周知・広報の充実

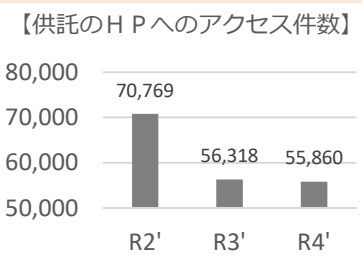
供託金の払渡請求の場面の阻害要因

■認知度が低いこと

払渡手続がオンラインで請求可能であることの認知度が低いと考えられる。

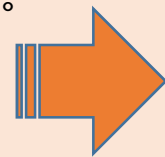


周知・広報の充実



■ユーザーエクスペリエンス（UX）の質

UXの質を向上させるため、供託利用者のニーズを把握する必要があると考えられる。



供託利用者のニーズの実現